

杉山元治郎の公職追放（下）

——「農民の父」杉山元治郎の戦中・戦後

横関 至

はじめに－新資料の出現

- 1 公職追放確定の時期
- 2 追放解除特免申請書での弁明
- 3 検証その1－全国農民組合の解体と杉山
- 4 検証その2－翼賛選挙における推薦候補での当選（以上、前号）
- 5 検証その3－護国同志会への参加（以下、本号）
- 6 公職追放中の言動
- 7 公職追放解除後の杉山

おわりに

5 検証その3－護国同志会への参加

「杉山元治郎の歩んで来た道」（杉山文庫－41）では、戦時下の政治行動について、次のように記されている。「大東亜戦争中に政党が無くなり議員であったものは皆な大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会等に所属することになったので、私も単なる単なる^(ママ)会員として所属致しましたが、別段重要な役割を致して居りません、猶ほ戦時中に於ても軍国主義的行動をして居らぬことは万人の証明してくれるところであります（水谷長三郎氏証明書参照）」と。ここでは、農村議員同盟（135名）の幹事長であったことには触れられていないし、護国同志会への参加にも言及していない。しかし、護国同志会への参加は、戦時下の杉山の言動を探る上で逸することのできない政治行動である。

中谷武世氏は、その著書『戦時議会史』（民族と政治社、1975年）のなかで、自分の日記と衆議院書記官長であった大木操の日記を活用して、護国同志会について論じている⁽¹⁷⁾。その『戦時議会史』は、戦争遂行と護国同志会との関連については、「この護国同志会は、先ず院内交渉団体として出発したもので厳密な意味での政党ではないから、特に政綱とか政策というものは掲げられなかった。強いていえば、大東亜戦争完遂がその政策であり、且つ政策のすべてであった」（同上、297頁）と記している。

この戦争遂行と護国同志会との関連について、東中野多門「岸信介と護国同志会」（『史学雑誌』108編9号、1999年）は、1945年6月の護国同志会の声明書に注目されている。この声明書は、鈴

木首相の施政方針演説書での日米「両国共ニ天罰ヲ受クベシ」との表現をとらえて、「神国日本ノ国民ガ必勝ノ決意ヲ以テ戦ハナケレバナラス今日」では問題であるとの護国同志会所属小山亮議員の質問に関連して出されたものである。その声明書は、「吾人同志ハ飽ク迄其ノ不忠不信ヲ追及以テ斯ノ如キ敗戦卑陋ノ徒ヲ掃滅シ、一億国民拳ゲテ必勝ノ一路ヲ邁進センコトヲ期ス」と徹底抗戦の立場を鮮明にしているものである⁽¹⁸⁾。これと同文の声明書が、1945年の杉山手帖の冒頭に記されている。この声明書を見るならば、当事者の一人である川俣清音の発言として伝えられている「20年の春の末に、この戦争は降伏以外に道なし、本土決戦だけは、何としても反対せねば成らぬと誓い合ったが、護国同志会の功績といえ、これ位^(ママ)のもので」という護国同志会評価には大きな疑問があると言わざるをえない⁽¹⁹⁾。東中野氏は「護国同志会は、終戦工作を模索する鈴木内閣に対し、抗戦派の立場から倒閣をはかったといえよう」（『史学雑誌』108編9号、80頁）とし、「結び」

(17) 中谷氏は、護国同志会を「岸新党」として位置づけており（前掲『戦時議会史』278-280頁、283頁、297頁）、1945年4月時点での岸内閣成立の可能性にも言及している（同上、310頁）。なお、「護国同志会ノ現況 警視庁」（日付不明）は、「会内ニハ岸系、東方会系、旧社大系、橋欣系、塩野系等頗ル複雑ナル小党ノ寄合ナルモ其ノ中心勢力ハ岸系ニシテ」（粟屋憲太郎・川島高峰編集・解説『国際検察局押収重要文書1 敗戦時全国治安情報』第2巻、日本図書センター、1994年、158頁）と記し、「岸系」が護国同志会の中心であったとしている。中谷氏は次のように護国同志会の活動を位置づけた。護国同志会を「一種のファシズム的団体と見る向があるがこれは誤りである」（『戦時議会史』、298頁）とし、「『民意の暢達』は我々同志の合言葉」（同上）であるとして、「戦時議会を通じ、軍部官僚の独裁に抗して、議会政治の命脈を守るため最も果敢に戦った政治家の集団は、この『護国同志会』であった、といって決して過言ではないのである」（同上、299頁）と。しかし、この評価には疑問を呈さざるを得ない。中谷氏の言われる「軍部官僚の独裁」が戦争終結を模索している時期に、徹底抗戦を掲げて「軍部官僚の独裁」を批判していたのが護国同志会であった。徹底抗戦を主張することをも「議会政治の命脈を守る」ためのものであったというのであろうか。また、「民意の暢達」を主張したことをもって、「議会政治の命脈を守る」ための活動を展開したと主張せられているが、疑問である。国民の支持を得て戦争を遂行するためにこそ、「民意の暢達」を主張したのではなかろうか。この点については、前掲拙稿「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」上下を参照されたい。

(18) 東中野氏は下村海南『終戦秘史』（講談社、1985年）および護国同志会の一員であった中原謹司の手帳に記されていたことから、「実際にこのような声明書が配布されたものと考えられる」と記されている（東中野多門「岸信介と護国同志会」『史学雑誌』108編9号、1999年、79頁）。ところで、この戦争遂行と護国同志会との関連についての東中野氏の所説は、中谷武世『戦時議会史』と一致する部分が多いが、東中野氏は何故か中谷氏の諸説との一致については言及されていない。

(19) 当事者の一人であった川俣清音の証言については、首藤知之『川俣清音先生を偲ぶ 先生と俺』（非売品、川俣健二郎発行、1978年、184頁）。川俣は、護国同志会が徹底抗戦を主張していたことや、「岸新党」という性格をもっていたことには触れていない。当時の警察調査では、川俣は「岸系」であり岸の有力な側近とみなされており、同じ社大党議員出身でも杉山、前川、三宅の3名とは別の扱いをされていた。「護国同志会ノ現況 警視庁」（日付不明）に収められている「護国同志会分派状況」と題された表（『国際検察局押収重要文書1 敗戦時全国治安情報』第2巻、168頁）を参照されたい。ところで、原彬久『戦後史のなかの日本社会党』（中公新書、2000年）は、川俣清音が「60年安保」の最中、首相の岸信介の私邸の裏戸から佃者をもって訪ねたことを紹介している（11頁）。原彬久『岸信介証言録』（毎日新聞社、2003年）では、護国同志会についての言及はなされていない。なお、塩崎弘明「翼賛政治から戦後民主政治へ」（同氏『国内新体制を求めて』九州大学出版会、1998年所収）は、護国同志会と戦後の協同党との関連について言及されている。

において「早期終戦にはむしろ反対する側面を有していた」（同上、82頁）とし、「岸信介と護国同志会は反東条運動を行ってはいたが、早期終戦を目指していたわけではなかった」（同上）と結論づけた。

このように、護国同志会は、「大東亜戦争完遂がその政策であり、且つ政策のすべてであった」（中谷武世『戦時議会史』297頁）のであり、「護国同志会は、終戦工作を模索する鈴木内閣に対し、抗戦派の立場から倒閣をはかったといえよう」（東中野多門「岸信介と護国同志会」、『史学雑誌』108編9号、1999年、80頁）と位置づけられている組織である。

杉山の護国同志会への関与についてみていこう。衆議院・参議院編集・発行『議会制度百年史』（1991年、492頁）によれば、小野義一、前川正一、杉山元治郎の三代議員が翼賛政治会から無所属に「所属移動」したのは3月11日である。そして、同日、「会派」として組織された護国同志会に、杉山、前川は参加している（『朝日新聞』1945年3月12日、前掲『議会制度百年史』492頁）。「中間派」の杉山、「左派」の前川と政治的系譜は異なっていたが、杉山と前川は日農創設時からの知り合いであり、日農、全農を通して中央指導部を構成していた間柄である。結成直後の会合に杉山が参加していることについては、中谷武世『戦時議会史』所収の中谷日記に詳しい。1945年3月12日の条に、「護国同志会会合、井野、船田、橋本、小山、今井、中原、川俣、杉山、鈴木（正吾）、三宅、永山、松永、赤城（他の代議員達は帰郷中）」（中谷武世『戦時議会史』290頁）とあり、3月15日には「井野、船田、永山、赤城、杉山（元治郎）と会食」と記されている（同上）。さらに、杉山手帖（杉山文庫-21）によれば、杉山はその後の護国同志会の会合にも参加している。1945年3月23日には「護国懇談会」、1945年5月29日には護国同志会「不集流会」、1945年6月12日には「護国、延長」、1945年7月17日には「護国同志会に出席」と。徹底抗戦を掲げ護国同志会に参加していた杉山は、戦争終結について、「衆議院手帖」の1945年8月15日の欄（杉山文庫-21）に次のような感想を記している。「陛下の大東亜戦争終局の放送を拝聴只だ泣くのみ我々の永久に忘るることの出来ない日」と。

では、戦後になって、杉山は護国同志会への関わりについて、どのように回想していたであろうか。そのことを知る上で、1949年4月20日記入の占領軍による調査（杉山文庫-41、総理庁官房監査課長より来信）に対する杉山の回答が注目される。その調査項目のうち、「16 社交、政治、軍事、愛国、職業、文化、名誉、体育その他の諸団体との関係」において、「自昭和20年5月至同年8月」、「所属団体名」として「護国同志会」、「役職名」としては「会員」、「団体の事業目的」の欄には「政治運動」と記されている。そして、「団体の事業に関係した程度及び刊行物の編集その他活動状況」の項には「護国同志会には単なる会員であった」とされ、さらに「大日本政治会の軍国主義的にあきたらず脱退し、院内交渉団体たる護国同志会に入りしも、之れまた右翼的偏向強きを以て直ちに脱退を申入れた」と記されている。しかし、先に見た杉山手帖の記述と照らし合わせると、この記述には、大きな誤りがある。ここでは護国同志会が岸新党としての性格を有していた点や、徹底抗戦の立場からの政治行動を展開したという側面は看過されている。「右翼的偏向強きを以て直ちに脱退を申入れた」という点では、少なくとも1945年7月17日の時点では「護国同志会に出席」（杉山手帖）していたということが説明できない。また、3月の結成時から参加していたのに、そのことは記されておらず、「自昭和20年5月」と書かれている。なお、前述の公職資格訴願

審査委員会事務局長伊関佑二郎に1950年5月10日付で提出された議会での態度についての「説明書」では、護国同志会への参加については言及していない。

後年の回想や伝記でも、護国同志会への参加については言及されていない。「私の履歴書」では、翼賛選挙での推薦候補での当選とそのための戦後の追放には触れているものの、護国同志会については言及されていない（前掲『私の履歴書』第5集，196-197頁）。『杉山伝記』の「議員生活25年」の項（319頁）では、護国同志会について記されていない。「自叙伝」（『杉山伝記』93頁）でも、護国同志会について一言も書かれていない。

このように、杉山は徹底抗戦を主張する護国同志会に、かつての農民運動指導者の前川正一や三宅正一、川俣清音とともに参加し、岸信介、船田中、赤城宗徳らとの盟友関係を築いていた。

6 公職追放中の言動

ここでは、1948年5月10日に公職追放になった時から追放解除までの間の杉山の言動を検討していく。前述したように、日記・手帖のうち、1947年-1949年、1951年のものは、杉山文庫に存在しない。追放前後の時期の手帖が欠落している。「私の履歴書」では、追放中のことは、記されていない（前掲『私の履歴書』第5集，196-197頁）。

まず、杉山は農国会館建設委員長や農民学校講師として全農大阪府連の活動に関わった。1948年7月5日に「全農府連執委」は、「農国会館建設を決議」し「建設委員長」に杉山元治郎を選んだ（前掲『大阪農民運動50年史』107頁）。1949年1月から全農大阪府連は農民学校を開催したが、杉山は講師として「農民運動史」を担当した（前掲『大阪農民運動50年史』110頁および前掲『大阪社会労働運動史』第3巻，814頁参照）。そして、1949年7月から12月にかけての全農大阪府連第2回農民学校でも、杉山は講師として「農民運動史」を担当した（前掲『大阪社会労働運動史』第3巻，814頁）。

次に、「自叙伝」（『杉山伝記』94頁）では、賀川豊彦を手伝ってイエスの友会の活動を継続し、1947年から日本基督教団農村伝道委員としての活動をおこなったと記している。この点に関して、前掲の1949年4月の「杉山元治郎の歩んで来た道」では、「私は現在日本基督教団農村伝道委員会の委員として、冬期1，2，3月と夏期8，9月とは全国各地農民福音学校講師として約百ヶ町村位迄巡廻し、農村教化のため奉仕しているのであります」（特免申請書，8頁）と記している。農村教化の一環として、杉山は『農民クラブ』に関与していた。『農民クラブ』3巻7号（1949年7月，大原社研所蔵本）の奥付によれば、この『農民クラブ』の編集発行人は丸岡治であり、発行所は社会思潮社農民クラブ編集局であった。「編集室から」には、「農民クラブも4号を出すようになり、まだ皆様の期待に添うに十分ではないが、漸く軌道に乗ったと思います」と記されている。『農民クラブ』4巻2号（1950年2月，大原社研所蔵本）には、「発売元」として「農村伝道委員会東京都千代田区神田錦町1-6」との記載がある。キリスト教の農村伝道の一環として、『農民クラブ』が刊行されていたのである⁽²⁰⁾。1949年4月20日記入の調査表（占領軍による調査，杉山文庫-41）のなかの「上司証明書」の「上司」の項には、『農民クラブ』編集発行人の丸岡治の兄である丸岡尚の名前が記載されている⁽²¹⁾。

杉山は、『農民クラブ』に次のような原稿を書き、キリスト教の農村伝道の一端をになった。

- 「世界で最も不思議な本」 『農民クラブ』 3巻3号（1949年3月） 同志社大学所蔵本
 「最大価値の発見」 『農民クラブ』 3巻7号（1949年7月） 大原社研所蔵本
 「農村の新年」 『農民クラブ』 4巻1号（1950年1月） 同志社大学所蔵本
 「新生美談 旅の炉端で」 『農民クラブ』 4巻1号（1950年1月） 同志社大学所蔵本
 「奉仕美談 闇夜に田打ちの高張提灯」 『農民クラブ』 4巻2号（1950年2月） 大原社研所蔵本
 「無花果の樹の話」 『農民クラブ』 4巻6号（1950年6月） 同志社大学所蔵本
 「農民福音学校の回顧」 『農民クラブ』 4巻6号（1950年6月） 同志社大学所蔵本
 「何故人間のみ協同できないか」 『農民クラブ』 4巻7号（1950年7月） 同志社大学所蔵本
 「不景気打破の農業経営法」 『農民クラブ』 4巻8号（1950年8月） 同志社大学所蔵本
 「大分県農村駆け歩る記」 『農民クラブ』 4巻10, 11号（1950年10, 11月） 同志社大学所蔵本

前掲の1949年4月20日の調査表の記載では、以下のような会社の社長や会長であったことが記されている。なお、「昭和23年5月」とは、杉山が公職追放該当に指定された時である。

日本乾礫工業株式会社	取締役社長	自昭和19年10月至昭和23年5月
東亜食品工業株式会社	取締役会長	自昭和20年1月至昭和23年5月
日本熱糧食工業株式会社	取締役社長	自昭和20年3月至今日
協同公社製薬株式会社	取締役会長	自昭和23年6月至今日
全国農業協同相互株式会社	取締役会長	自昭和24年11月至今日

20) 『杉山伝記』によれば、『農民クラブ』は1949年3月に発刊され、杉山は顧問をつとめた（『杉山伝記』299頁）。発刊当時の編集者は、「後援者の一人丸岡尚」の弟である丸岡治、『『家の光』創刊当時の編集者であった古瀬伝蔵」と木俣敏であった。丸岡治から「戦前から関係していた雑誌『国民の友』が戦時中廃刊になっていたのを何とか再刊したいという相談をもちかけられた」（同上）のがきっかけであったとされている。その時期、日本基督教団は農村伝道誌発刊という方針をもっており、日本基督教団の農村伝道特別委員会の委員（同上）であった杉山は、この雑誌に深く関与することとなった。『農民クラブ』はキリスト教の農村伝道の一環として刊行されたものである。杉山は「毎月編集会議に参加しただけでなく、毎号農村に関する諸論文を執筆したほか、帯封書きや発送までも手伝った」（同上）、「3年の後、教文館の手に委ねられて『農村』と改題し、さらに三転して賀川豊彦の責任のもとに、継続発行され、創刊以来10ケ年の生命を保ったが、杉山はひきつづき毎号執筆をつづけた」（同上）。

21) 杉山文庫-41の別の箇所と同じ形式の調査表が収録されているが、そこでは上司欄は空白となっている。なお、丸岡尚と杉山の関係について、『杉山伝記』299頁では「この戦後追放の苦難時代、後援者の一人丸岡尚の経営する協同公社製薬株式会社の会長となってその事業を援けたことがあった」と記し、年譜（同上、492頁）では1948年6月に「協同公社製薬株式会社取締役会長になる」と書かれている。この点に関連して、吉田健二氏の前掲『『社会思潮』解題』によれば、丸岡尚は丸岡重堯の弟、丸岡治の兄であり（『社会思潮』第8巻、366頁、373頁）、丸岡尚は農村福音活動（同上、365頁）、社会思潮編集委員（同上、375頁）、協同公社とのかかわり（同上、365頁、373頁、381頁）、『農民クラブ』への用紙提供（同上、381頁）等で杉山と深い関わりがあった。

それぞれの企業の経営実態や杉山がどれだけの収入を得ていたのかは定かではないが、戦後の杉山を支えた経済基盤を知る上で注目されるものである⁽²²⁾。「杉山元治郎氏復活第一声」との『大阪新聞』の記事（1950年10月24日付、杉山文庫-37）は、「終戦後追放されて、強心剤やチューインガムを作っている製薬会社の取締役会長に納まり、傍らキリスト教の農村伝道に専心していた杉山氏」と伝えている。

このように、1948年の公職追放後に杉山が関与したのは、全農大阪府連の活動、『農民クラブ』を中心とするキリスト教の農村伝道、そして会社経営であった。

7 公職追放解除後の杉山

追放解除の時期について、諸説ある。まず、1950年10月説をとるのは、『杉山伝記』所収の「自叙伝」（95頁）の「その待ちに待った追放解除の通知はようやく25年10月13日付で到着した」との記述、同書所収の「杉山元治郎年譜」（492頁）での「25 10・13（64） 公職追放解除さる」という記述、そして前掲『国史大事典』第8巻（西田美昭氏執筆）さらに前掲『大正デモクラシーと東北学院』126頁である。これに対し、1951年3月説をとるのが『杉山伝記』である。その本文319頁では、「26年3月の追放解除によってようやく政界に復帰することができた」と記されている。そして、1952年10月説を唱えるのが、前掲『日本社会運動人名辞典』である。その312頁の杉山の項は、「52年10月追放解除となり」と記している。なお、前掲『近代日本社会運動史人物大事典』第3巻35頁の杉山の項（林宥一氏執筆）では追放解除の時期には触れていない。

この追放解除の時期は、追放解除決定書類と杉山の日記によって確定することができる。1950年10月13日付「覚書該当者としての指定の特免申請に関する件」（公訴特免甲第8373号 昭和25年10月13日、杉山文庫-41）には、「昭和24年政令第39号の規定に基き本日付を以て、これを特免することに決定したから通知する」と記されている。手帖（杉山文庫-21）では、次のように記されている。1950年10月12日には、「追放解除決定す」と記載されており、1950年10月13日には「追放解除新聞発表あり」と記されている。

1950年10月24日付の新聞に、日本基督教団農村伝道特別委員会の一室にて語ったものが、「杉山元治郎氏復活第一声」との記事として掲載された（『大阪新聞』1950年10月24日付、杉山文庫-37）。そこでは、社会党への復帰問題については、「まず『政界に復帰するかどうかは、社会党の現役諸

⁽²²⁾ 吉田健二氏の前掲『『社会思潮』解題』は、丸岡尚と杉山の関係について、資金提供者（前掲『社会思潮』第8巻、365頁、370頁）であり、東京での住居として自宅を使用させ（同上、371頁）、杉山は「公職追放中は丸岡事務所内の一室を提供してもらい、生活一切の世話を受けていたのである」（同上）と記しておられる。しかし、この根拠となる史料が提示されておらず、関係者の聞き取りから判断されている。「生活一切の世話を受けていたのである」と断定出来るか否かは、今後の検討課題であろう。ここに示されている役職からの収入も含めて、公職追放中の杉山の生活を支えたものの実態解明は今後の課題である。なお、協同公社製薬株式会社については、営業所と工場の住所が判明する。1949年10月15日付の故前川正一の妻（前川トミエ）あて書簡（大原社研所蔵）が「協同公社製薬株式会社」の便箋を使用しており、そこに「営業所 東京都千代田区駿河台3-2」、「工場 東京都江戸川区平井4-1289」と記されている。

君の意向にも聞き、大阪の選挙区の皆さんとも手合せの上できめたいが、差当たり今月の25日に大阪で開かれる農民組合の大会には、招かれているので必ず出席したい』……と語り出した」とある。なお、手帖には、この件については記載されていない。

この時期、教職追放解除への取り組みがなされた。「教職不適格について特免審査申請書」（杉山文庫-37）が東北学院大学長小田忠夫によって提出されている⁽²³⁾。同書類には、1951年1月20日付の証明書が添付されている。提出した人物は、「財団法人東北学院理事長 鈴木義男」、水谷長三郎、賀川豊彦、「日本社会党書記長 浅沼稻次郎」、「衆議院議員 三宅正一」、「全国農民組合大阪府連合会 会長 石原信二」である⁽²⁴⁾。同書類には、この他に、特免申請書、弁明書、照会（1950年4月15日付の公職資格訴願審査委員会事務局長伊関佑二郎よりの）に対する回答書、公職追放指定解除通知文書が収納されている。このうち、特免申請書と弁明書は公職追放の解除願いに添付されたものとほぼ同一内容である。1951年3月14日に、教職不適格者の指定が解除された⁽²⁵⁾。こうして、1950年10月13日の公職追放解除に続いての1951年3月14日付の教職不適格者の指定解除によって、杉山は活動を制約されることのない状態となったのである。

公職追放解除後の活動は、追放中にはできなかった事柄－選挙立候補、政党との関わり－と、追放中からの継続－キリスト教徒としての活動、農民組合活動への関与－とに分けられる。

まず、追放中にはできなかった事柄について、みていこう。それは、政党への復帰と大阪府知事選挙への立候補、衆議院議員総選挙への取り組みである。まず、社会党への復党についてである。1951年1月19-21日の社会党第7回大会で、松岡駒吉とともに、中央本部顧問に選出された（「歴代中央本部役員名簿」、日本社会党結党20周年記念事業実行委員会編『日本社会党20年の記録』日本社会党機関紙出版局発行、1965年、542頁）。なお、復党した時期は不明である。以後、右派社会党そして統一後の社会党において、中央本部顧問に選出された（同上、543-554頁）。1963年11月の第30回総選挙で落選した後も、1964年2月22-24日の第23回大会で、鈴木茂三郎、菊地養之輔、久保田鶴松、黒田寿男、向坂逸郎、高津正道、中村高一、野溝勝、原彪、細迫兼光、松前重義、松本治一郎、三宅正一、安平鹿一とともに、顧問に選出された（同上、554頁）。1964年10月の死去まで、杉山は社会党の顧問の地位にあったことになる。

1951年の大阪府知事選挙は杉山が社会党、共産党の統一候補となった点で、注目すべき選挙であ

(23) 前掲『大正デモクラシーと東北学院』131頁、258頁、262頁では、教職追放解除について言及されているが、東北学院大学長小田忠夫が申請書を提出していたことには触れていない。ところで、この書類の日付表記は「昭和25年1月25日」となっているが、「昭和25年」という点には大きな疑問がある。内容を見ると、「昭和25年1月」の書類でないことは明らかである。即ち、「覚書該当者としての指定は昭和25年10月13日特免になりました」と記しており、その指定解除通知の文書も挿入されていることから、1950年10月13日以後の書類であることは確かである。さらに、1951年1月10日付の杉山本人の弁明書も、この書類には含まれている。こうしたことから、「昭和25年」という表記は「26年」の間違いであろうと推定される。

(24) 前掲『大正デモクラシーと東北学院』での鈴木義男理事長時代の記述（258-274頁）では、鈴木義男理事長がこうした証明書を提出したことに言及していない。

(25) 文部大臣よりの指定解除の「決定書」（杉山文庫-41）。なお、『大正デモクラシーと東北学院』131頁参照。ところで、前掲『大正デモクラシーと東北学院』132頁は、1951年3月1日に東北学院理事に就任したと記している。しかし、教職不適格者の指定解除の前に理事に就任できたのであろうか、疑問である。

った。1951年2月5日付の『朝日新聞』は、「知事選挙 予想される候補者（下）」という記事のなかで、大阪府知事選挙への社会党の対応について次のように記している。「社会党は党顧問杉山元治郎氏の追放解除によってこれを推す。杉山氏の農村における信望と各地の補選で調子づいた社会党に人気はどれだけ出るかが、戦いの分かれ目で両者五分と五分」。1951年2月24日付の『朝日新聞』は、「知事候補 各党本部の選考」という記事において、大阪府知事選挙の状況について「社 杉山元治郎（社、前代議士）内定 共 杉山を推す予定」と報じた。1951年3月2日、社会党中央執行委員会は知事選挙の第一次公認候補を発表し、大阪は杉山が公認候補に選ばれた（『朝日新聞』1951年3月3日号）。1951年4月6日、共産党は知事選挙の「第一次統一候補」を発表し、大阪は杉山が統一候補であった（『朝日新聞』1951年4月7日号）。このように、共産党中央指導部を掌握していた「主流派」は、杉山を統一候補と位置づけて応援したが、主流派を批判する「国際派」は対立候補を立てて独自の選挙活動を展開した⁽²⁶⁾。結果は、現職であった赤間文三は88万4919票、杉山は63万6744票、共産党「国際派」の独自候補であった山田六左衛門は2万714票であった（『朝日新聞』1951年5月2日号）。なお、前掲『私の履歴書』（第5集、197頁）および『自叙伝』（『杉山伝記』96-98頁）で、この選挙結果に言及されている。

総選挙には、1952年10月1日の第25回総選挙で5万2526票を獲得し、2位の4万2618票をおさえ選挙区最高点当選を果たした（『朝日新聞』1951年10月2日号）。1942年の翼賛選挙以来の当選であった。その後の1953年4月の第26回総選挙、1955年2月の第27回総選挙で連続当選を果たした。そして、1955年3月には衆議院副議長に選出された⁽²⁷⁾。その後も、1958年5月の第28回総選挙、1960年11月の第29回総選挙で当選となったが、1963年11月の第30回総選挙では落選した。

ところで、1955年時点での杉山の考え方を検討する上で、社会党機関紙『日本社会新聞』1955年9月5日号に「衆議院副議長・右社」の肩書で発表した「宗教を政治の中へより良き民主政治のために-」（杉山文庫-37所収の切り抜き）という文章は、キリスト教伝道を第一義とする活動を展開してきた杉山の到達点を示しており、注目せずにはいられない。そこでは、ソ連、中国での宗教事情に触れつつ、宗教を次のように位置づけた。「宗教は哲学以外のものであり、人類の本能的要求のもの」であり、「宗教が人類の心中の奥深く流れ、文化的に、政治的に大なる影響力のあることは否定することができない」と。その上で、民主主義とキリスト教の関係について、次のよう

(26) 『朝日新聞』1951年4月5日の「選挙で深まる日共の対立」と題する記事は、「国際派相次ぎ出馬」、「『党名詐称』と怒る主流派」との見出しのもとに書かれている。そこでは、「幅の広い民主民族戦線による統一選挙で一貫する方針」を定めている「共産党本部すなわち主流派」に対し、「国際派」は「このような主流派の方針はまさしく右翼日和見主義であり」と批判し、各地で「独自の“国際派候補”の届出をはじめている」と報じている。この点について、当時「国際派」に所属していた亀山幸三氏は次のように回想している。「4月の統一地方選挙では臨中-所感派が東京、大阪の知事選で社会党候補を推薦したのに対し、われわれは独自に東京では出陣、大阪では山田六左衛門を立てて対抗する（大阪では始めに社会党と所感派が杉山元治郎を推したにたいし、われわれは山六（山田六左衛門）を推し」（亀山幸三『戦後日本共産党の二重帳簿』現代評論社、1978年、126頁）たと記している。この山田六左衛門は共産党関西地方委員会議長で、国際派の幹部であった。原全五『大阪の工場街から』（柘植書房、1981年、166頁）によれば、「関西では、党の関西地方委員会の議長であった山田六左衛門をはじめ、多田留次（中央委員候補）、平葦信行、下司順吉、戎谷春松、柳田春夫ら主な役員はこぞって反対派（国際派と自他ともに呼んだ）に属し」ていた。

に論じた。「民主主義の七精神」として「自由，平等，平和，親愛，寛容，奉仕，協同」を指摘し、「これはキリスト教の実践倫理と言って良い，だから民主主義思想を理解するにはキリスト教思想を知る必要があり，宗教と政治は表面的，形式的には分離していても，内面的，精神的に密着していることを知るのである」と述べている。

追放中から継続したものとして，キリスト教徒としての活動と農民組合に関わる活動があった。『農民クラブ』には，従来に引き継いで，以下のような原稿を掲載し農村伝道にあたった。

「説苑 “真の光”」 『農民クラブ』 4巻12号（1950年12月） 同志社大学所蔵本

「農家の経済はどうなるか」 『農民クラブ』 5巻1号（1951年1月） 同志社大学所蔵本

「新年の行事と農業 説苑」 『農民クラブ』 5巻1号（1951年1月） 同志社大学所蔵本

「開拓地の一粒の麦」 『農民クラブ』 5巻3号（1951年3月） 同志社大学所蔵本

『杉山伝記』によれば，1954年10月に日本基督教団常議員（『杉山伝記』所収年譜，493頁）となり，1955年4月には東京基督教青年会評議員（同上）となっている。1957年には、『聖書と私』（友愛書房）を刊行している。1961年5月には財団法人日本クリスチャン・アカデミー誕生，理事長に就任している（『杉山伝記』324頁。所収年譜では，1959年10月となっている）。1964年春には，財団法人日本クリスチャン・アカデミーの名誉理事長となった（『杉山伝記』330頁）。なお，日本クリスチャン・アカデミーについては，杉山元治郎先生追悼録刊行会編『聖愛の種まく人』（キリスト新聞社，1969年）所収の片山哲，酒枝義旗，佐伯晴郎，松浦周太郎各氏の追悼文を参照されたい。

農民組合に関わる活動も，以前からの活動を継続していた。公職追放解除の直後の1950年10月25日には，「危機突破関西農民大会」に参加し（手帖，杉山文庫-21），10月26日には「9時半 全農府連」（同上）との記述がある。10月29日には，日農創設時からの農民運動指導者で護国同志会に共に参加していた故前川正一の「碑」の除幕式に参加した（手帖，杉山文庫-21）。なお，「故前川

27) 護国同志会に参加した4名の旧社大常議員の内，公職追放中に病死した前川正一を除く杉山，三宅，川俣の3名が戦後の社会党での衆議院議員となり，そのなかから杉山と三宅の2名が衆議院副議長をつとめた。この衆議院副議長は，野党議員にとっては国会での最高の地位であった。杉山は，1955年3月に就任した。この副議長就任について，新聞では，杉山の人柄から説明する論調が目立った。『朝日新聞』1955年3月19日の「人・寸描」欄（杉山文庫-37所収の切り抜き）は，「右社から出るとなると人選でごたく党内事情でありながら，文句なしに彼に落着いた。『神様か，人間かわからないよ』と党内でいう向きもあるように派閥のややこしい党内にあって，床の間にかざられた枯木のような存在である。子分もないが，にくまれもせず」と記した。そして，『読売新聞』1955年3月20日の「正副議長見参 えと文章 近藤日出造」（同上）は「永年キリスト教を信じていると，こんなに紳士になっちゃうもんだらうか。ざんげばかりしているのである」と書いている。また，幣原内閣書記官長，岸内閣運輸大臣であった榎橋渡は，1959年の文章において，「なるほど杉山の副議長は，見ようによっては“はからずも”なったかもしれないが，一歩掘り下げてみれば我執うずまく党にあって彼の持つ無欲にしてクリスチャン的風格が『当然の帰結』として彼に運びこまれたのである」と評した（「わが人物評 杉山元治郎」『人間の反逆』芝園書房，1959年，227-228頁。原文は『日本経済新聞』1955年4月1日号掲載）。榎橋の文章も新聞記事も，戦時下の護国同志会に杉山が参加していたこととの関連には言及されていない。しかし，戦時下の護国同志会に杉山と共に参加していた岸信介，船田中，赤城宗徳らが自民党の中核を担っていたことが杉山の副議長就任に影響はなかったであろうか。後考をまちたい。

正一『碑』建設準備会」からの案内状（大原社研所蔵）には、「追放解除後第一声」との表現がある。「当日、杉山元治郎先生来県追放解除後第一声トシテ有益ナル演説会モ行ヒマスノデ組合員各位ニ御周知多数御参列下サイ」と。その後も、農民運動に関与し、農民運動の統一に参画した。その事績は、前掲『大阪農民運動50年史』が詳細に伝えている。これに依拠して、杉山の動きをみていこう。1951年6月19日には、農民組合統一懇談会に出席した。「杉山、亀田、井上ら全農から出席 全農、日農主体性派の合同をめざすが不調に終る」（前掲『大阪農民運動50年史』119頁）と記されている。1952年11月10日には、「全農大阪府連、全農本部（右派）より解体命令を受け」、「本部」から「杉山元治郎、井上良二に再建指示」が出された（同上、121頁）。1952年11月28日には、「社会党右派の杉山元治郎ら全農から分裂し日農新農村建設派結成」（同上）の運びとなった。同日、「杉山らの分裂に同調し、日農主体性派大阪府連（旧阪南連合会）」の「田辺納、井上良二ら」が新農建派に参加した（同上）。1953年1月21日に「日農新農建派（杉山元治郎）と全農（平野力三）との連絡協議機関」として農民組合総同盟が結成され、杉山は顧問に選ばれ、同月「全農大阪府連の一部（木田由次郎ら）と日農新農村建設派、開拓連の連合組織」によって結成された大阪新農村建設同盟は、「会長 杉山元治郎 副会長 寺島宗一郎、田辺納」という布陣であった（同上、122頁）。1956年には日本農民組合新農村建設派の顧問に、1958年には「日農全国連、日農新農建派、全農が統一合同」して結成された全日本農民組合連合会の顧問となった（同上、135頁）。ここで注目すべきは、平野力三、田辺納との関係である。杉山は、全国組織においては平野と、大阪府での組織化にあたっては田辺と協同している。平野も田辺も戦前からの指導者で、平野は「右派」の指導者であり、田辺はかつて全農全国会議派の指導者であり「左派」とみなされていた人物である。そうした経歴の人々とが協同して組織づくりにあたっていた点が注目される所以である²⁸⁾。

こうして、追放解除後は、追放中でも継続していた活動に加えて、政党での活動、選挙への取り組みがなされた。

おわりに

杉山の特免申請書や自伝、回想、伝記を検証した結果、以下のことが判明した。

まず、杉山の公職追放の期間は、1948年5月10日から1950年10月13日までであったことが明確となった。『杉山伝記』所収の「杉山元治郎年譜」は正確であったが、本文は不正確であった。『杉山伝記』には2つの相異なる説が同居していることになる。『杉山伝記』を参考文献としている前掲

²⁸⁾ 1951年9月17日付の田辺納宛書簡では「先般は追放も解除に相成り、自由に活動のできることを御喜び申し上げます」と記して、1951年8月6日に公職追放解除となった田辺の解除祝賀会への参加が先約により出来ないことを詫言っている（前掲『不惜身命』1986年、473頁および有馬学「史料紹介・田辺納関係文書」、前掲『不惜身命』448-449頁、参照）。前述のように、人民戦線事件への対応をめぐるも、杉山は田辺に手紙を出していた。節目節目で、杉山は田辺に働きかけていたのである。この杉山、平野、田辺らによって結成された組織が競合の対象としたのは何かは今後の検討課題である。この点、共産党主導の農民運動組織の動向とあわせて、検討していく事が必要となろう（前掲拙稿「戦後農民運動の出発と分裂」参照）。

『国史大事典』第8巻（西田美昭氏執筆）は追放の時期については正確であるが、戦時下の翼賛選挙での推薦候補での当選や護国同志会への参加には言及していない。推薦候補での当選は追放の理由となった事柄であるので、これには言及しておく必要があったろう。

次に、特免申請書を実際は1949年5月2日に提出していたのに、杉山は特免申請書を出していなかったと記していた。「自叙伝」（『杉山伝記』94-95頁）では、「同時に政界を追放された松本治一郎氏は、50万人とか百万人の嘆願書署名により解除されたので、お前も農民から嘆願書を集め解除を申請してはどうかと勧めてくれる人もあったが、私は日本人として戦争に協力したことは事実だから、追放処分を喜んで受けようと忍んでいた」と記しているが、杉山も特免申請書を提出していたのである。「追放処分を喜んで受けようと忍んでいた」というのは、事実と異なる記述である。

第3に、特免申請書での自己規定を歴史的事実と照らし合わせて検証したとき、そこには自己規定とは大きく異なる事柄が存在していた。翼賛選挙では戦争遂行の公約を掲げて推薦候補として当選し徹底抗戦を主張する護国同志会に参加したという事実をみると、「民主的政治運動」を展開したという特免申請書での自己規定は事実と大きく隔たるものであったといわざるをえない。さらには、戦時下も「キリスト教社会主義と人道主義」の立場から行動したとする規定も、疑わしいといわざるをえない。ただ、全農内部の旧全会派の粛清に自ら臨んだという点では、「常に左翼と戦ってきた」という特免申請書での自己評価は妥当である。ただし、その自己評価においても、自身が全農組織の解体を推進したことには言及していない。

第4に、護国同志会への関与は、特免申請書でも回想記でも伝記においても、ほとんど書かれてこなかった。その護国同志会は徹底抗戦を唱え、戦争終結の方向を模索していた鈴木内閣を倒閣せんとする行動をおこしていた。護国同志会は杉山の特免申請書がいうような「単なる院内交渉団体」ではなかった。

第5に、杉山は戦時下の政治責任が問われて然るべき人物であったが、戦後の自己認識としてはその点の自覚が弱かった。戦時下の行動について批判を受けた1945年9月の会議については、戦時下の行動について何故追及されたのか理解していなかった。そこには、社会運動指導者としての責任という視点は、存在しなかった。護国同志会の問題に極力触れまいとしていたことにも、政治責任への自覚の弱さが示されていた。追放解除後は、戦時下の行動の総括をおこなうことなく、政治家としての道を歩みつづけた。杉山は、戦時下の政治への関わりの総括抜きに、そして戦争遂行と自己との関わりの検証のないまま、戦後政治に復帰したのである。

このように、公職追放の解除を求めた杉山の弁明は、肝心の問題を伏せたまま追放解除の弁明を行い、自己の戦時下の言動に政治責任を認めようとしなかったものであった。それは、総括なき転身であった⁽²⁹⁾。そして、伝記や回想記においても、この特免申請書の立場と同様の評価が下され、農民運動指導者で「非戦」、平和を追求していた政治家という杉山像が打ち出されてきた。そこでは、翼賛選挙での公約や護国同志会への参加についての言及は避けられており、戦時下の行動の総括はなされてこなかったのである。

⁽²⁹⁾ ただし、総括なき転身は杉山だけの特徴ではなかった。さきに検討した三宅正一もまた、そうした行動であった（前掲拙稿「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」上下、参照）。

今後の検討課題は、次の諸点である。

1つは、なぜ1946年の時点では追放されなかったのか、なぜ1948年5月の最終段階で追放が決定したのか、この点の解明である。

2つめは、日記や手帖に書きこまれた杉山の発想の検討である。1945年版「衆議院手帖」（杉山文庫-21）の1945年1月3日から1月10日の欄に記された感想では、「熱し易くさめ易い国民性から戦争指導者は短期戦に導いて来た」ので混乱が生じたとか、「国民は火の玉になっている之を邪魔をするのは内務省である」とか、「近衛の高踏式-東條の武断主義、勇断主義の排除」等々の現状批判が書かれている。次に、「昭和14年度版 大衆日記 社会大衆党出版部発行」（杉山文庫-18）は、表紙に「本年はまだ日記帳はないので幸いに之を利用する」として「14年」を消して「20年」と書き加えられており、1945年の日記とみなしてよいものである。そこでは、次のような注目すべき事柄について記されている。まず、戦時下の問題としては、「皇国革新十ヶ条」、「農村生産体制の刷新」、「戦時宰相の性格」、「推進期待の諸施策」、「国民総突撃運動展開」等々が記されている。さらに、戦後の事態についての感想や対応策提示としては、「戦後農村対策案」とか「国民は如何になすべきか」、「敗戦の原因」、「社会政策の重点」等がある。いつ書かれたものであるのかは、不明である。これらの記述が杉山の独創的なものかどうかは、検討の余地がある。しかし、たとえ独創的なものでなかったとしても、そうした事柄が記されていたという点だけでも、杉山が何に関心をもっていたかを知る上で貴重な素材となるであろう。

3つめは、護国同志会に参加した旧社大党議員と追放との関わりである。杉山と前川正一は公職追放となったが、三宅正一と川俣清音は政治活動を制限されたものの公職追放とはなっていない（前掲『公職追放に関する覚書該当者名簿』）。この違いは何故生じたのであろうか。非推薦の前川が追放に該当し、同じく非推薦の三宅と川俣が追放されなかったのは、何故であろうか。どんな違いがあったのか。岸信介の有力な側近とみなされていた川俣が何故追放されなかったのか。これらの点は、今後の検討課題である。前掲拙稿「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」上下において、この問題は十分には検討されておらず、課題として残されていた。なお、前掲『公職追放に関する覚書該当者名簿』によれば、杉山の追放事由は「推薦議員」であり、非推薦で当選した前川の追放事由は「東亜連盟協会同志会県支部長」であった。

4つめは、松本治一郎の事例との違いの検討である。水平運動の指導者で翼賛選挙での推薦議員であった松本は、杉山と同様の経歴を持つ人物であった。そうであるにもかかわらず、2人の追放のあり方が大きく異なっていた。それは何故かという問題が検討されねばなるまい。部落解放同盟中央本部編『解放の父 松本治一郎』（部落解放同盟中央出版局、1972年）所収の年譜（463-469頁）だけを参照しても、次のような疑問が出てくる。何故、松本は1946年4月に追放となり、杉山は追放にならなかったのか。何故、松本は一度は追放を除外されたが、杉山の場合には除外とならなかったのか。杉山は公職資格審査が終了した1948年5月10日に追放となったが、何故松本はその時点では追放にならず、1949年1月に追放になったのか。こうした問題を検討することによって、社会運動指導者の公職追放の実態を解明していく作業が今後必要であろう。

5つめは、戦時下の朝鮮において社会事業の名においてなされた杉山の土地経営の実態の解明があげられる。この朝鮮での土地経営が植民地支配とどのような関わりをもっていたのかは、戦中の

杉山の言動を分析していく上で看過できないものである。杉山元治郎「私の履歴書」（前掲『私の履歴書 第5集』201頁）では、朝鮮済州島の土地「数千町歩」について「米国で成功した人が、朝鮮の済州島に数千町歩の土地を買い、農場を経営したがうまくいかないので、賀川氏にもらってくれといってきた」、「賀川氏はそこに管理人と技術者を派遣したがやはりうまくいかない。大東亜戦争になり米国からの送金が途絶えると、ますますいけなくなった。そこで私に一切を任すというので、経営を引受けたことがある」との記述がある。そして、「私はその土地に毎年10町歩ずつ30年、植林する計画を立て、くぬぎ林を作り、木炭焼きと、しいたけ栽培をさせることにした。また、山林から水がわくので、10万円ほどの金をかけてため池を作って50町歩ほどの水田をこしらえ、なお畑と30頭の牛、150頭の綿羊も入れ多角経営を行ったのである」（同上、202頁）、「私はこれらの山林や農場を経営することで、私や賀川氏が死んだ後も賀川氏の社会事業が継続できると考え努力したのだが、7年にして事業が軌道に乗り始めたとき、敗戦を迎え、引揚げてこなければならなかったのである」（同上）と記している。なお、『杉山伝記』298頁では、「太平洋戦争がはじまると日本農民福音学校の活動も全国的に終止符をうち、したがって杉山の活動もとまってしまった。しかし、杉山は満州基督教開拓の建設に努力したり、賀川の済州島における豊幸農場の再建に援助をおしかなかった」と書かれている。杉山の戦時下の紀行文である「済州島紀行」（『政界往来』1941年9月号）のなかでは、この土地について「今度私の関係する社会事業の財団に某から済州島の原野山林千七百町歩余り寄付せられた。其の土地の内に水田可能な処が50町歩あるとの報告が来たので、所轄官庁との連絡や実地踏査の必要のため急に彼地に渡ることになったのである」（18頁）との記述がある。土地所有の規模については異説あるとしても、杉山が朝鮮で土地経営をおこなっていたことは確かである。杉山文庫には、1938年の朝鮮、中国、「満州」への旅行記（杉山文庫-18）や、1939年の朝鮮での旱害調査（杉山文庫-31）、さらには1941年の旅行日記「朝鮮済州島視察」（杉山文庫-33）が収められているが、経営を任されていた土地の調査に行ったかどうかは不詳である。

最後に、平野力三の公職追放との比較検討が必要となろう⁽³⁰⁾。平野は、杉山とは系統は異なっていたが、戦前・戦中を通して一貫して指導的地位にいた人物である。しかも、戦後は社会党結成の中心人物の一人となり、社会党の選挙対策の責任者として社会党の第一党実現に力をふるい、片山内閣では農相をつとめた。この平野の追放問題については、すでに幾多の研究がある。これを踏まえて平野の追放を再検討し杉山との比較を試みることは、農民運動史研究においても、公職追放研究においても必要な作業であろう。

（よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

⁽³⁰⁾ 平野力三は多くの謎を持つ人物である。総選挙において山梨県で一貫して支持を獲得しえたのは何故か、1929年の日本大衆党内での清党事件の後も指導的地位を保持しえたのは何故か、杉山や三宅が農地制度改革同盟を抜けた後も須永好と共に最後まで踏みとどまり大衆的行動の必要性を説いたのは何故か、どうして戦後の社会党結成過程で主導的な役割を果たし得たのか、何故追放該当となったのか、平野の政治活動を支えた経済的基盤は何であったのか、等々。これらの疑問については、現在でも十分には解明されていない。さらに、戦後農民運動の分裂を検討していく上でも、平野力三の実像を解明していく作業は必須課題である。この点については、前掲拙稿「戦後農民運動の出発と分裂」でも課題として指摘したところである。